

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同法第 6 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 5 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ピヴォ

所在地 札幌市中央区南 2 条西 4 丁目 11 番

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 北海道株式会社ピヴォ

所在地 札幌市中央区南 2 条西 4 丁目 11 番

代表者 代表取締役 小田 征洋

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,945.75 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1000 平方メートル以下となる日

令和 5 年 5 月 16 日

(6) 変更する理由

建物取り壊し予定につき全館閉店するため

2 届出年月日

令和 5 年 5 月 26 日